

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
(株)秋山工務店	水戸市堀町 1108-8	2-000048

2 指名停止措置期間 令和7年4月4日～令和7年5月3日 (1か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する工事等

4 事実概要

(株)秋山工務店は、県央農林事務所発注の畑地帯総合整備事業柳河地区道路付帯工事(水戸市柳河町)において、令和7年2月6日、バックホウを用いて傾斜地での作業を行うときに、使用する車両系建設機械の安定度、登坂能力等を踏まえた作業について計画を定めていなかったなど、不適切な安全管理の措置により、作業員が重傷を負う事故を生じさせた。

5 指名停止理由

上記事実は、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成2年常陸太田市告示第21号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第1第8号(3)に該当する。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2か月以内
(1) 略 (2) 略 (3) <u>工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者が生じたとき。</u> (4) 略	<u>2週間以上1か月以内</u>

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
茨城県常陸太田市金井町3690
電話 0294-72-3111